相続人代表者指定届

令和　　年　　月　　日

日高町長　様

**相続人代表者（現所有者）**

住　　所

フリガナ

氏　　名　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞

生年月日　　昭・平　　年　　月　　日

電話番号　　　　　　　　　　　相続分

被相続人との続柄

　次のとおり、被相続人に係る固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第９条の２第１項の規定により届出します。また相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第３４３条第２項にいう現に所有している者（納税義務者）の代表とすることをあわせて申出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **被相続人** | 死亡した方の氏　　　　名 |  |
| 死亡時の住所（　居　所　） |  |
| 死亡年月日 |  |
| **相続人（相続人代表者を除く）** | 氏　　　名 | 住　　　所 | 被相続人との続柄 | 相続分 |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |

※　相続分の欄は確定している場合のみご記入下さい。

**記入例**　 相続人代表者指定届

平成**２６**年 **４** 月 **１** 日

日高

日高町長　様

**相続人代表者（現所有者）**

住　　所　**日高町門別本町２１０番地の１**

フリガナ　　　　**ヒダカ**　　**ハナコ**

氏　　名　　　**日高　　花子**　　㊞

日高

日高

電話番号　**01456-2-5131**　相続分**１／２**

被相続人との続柄　　　　　　妻

　次のとおり、被相続人に係る固定資産税の賦課徴収及び還付に関する書類を受領する代表者を地方税法第９条の２第１項の規定により届出します。また相続登記が完了するまでの間、この代表者を地方税法第３４３条第２項にいう現に所有している者（納税義務者）の代表とすることをあわせて申出します。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| **被相続人** | 死亡した方の氏　　　　名 | **日高　太郎** |
| 死亡時の住所（　居　所　） | **日高町門別本町２１０番地の１** |
| 死亡年月日 | **平成２６年１月１５日** |
| **相続人（相続人代表者を除く）** | 氏　　　名 | 住　　　所 | 被相続人との続柄 | 相続分 |
| **日高　一郎**　　　㊞ | **日高町門別本町210番地の１** | **長男** | **1/4** |
| **日高　二郎**　　　㊞ | **日高町門別本町210番地の１** | **二男** | **1/4** |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |
| ㊞ |  |  |  |

※　相続分の欄は確定している場合のみご記入下さい。

**固定資産相続人代表者（兼現所有者）指定届について**

1. 相続人代表者（現所有者）について
2. 固定資産税は、賦課期日である１月１日現在、土地・建物登記簿、土地・家屋補充課税台帳に登記または登録されている方（以下「台帳上の所有者」といいます。）に課税することになっています。
3. 課税年度の賦課期日（１月１日）以後に台帳上の所有者が亡くなった場合

被相続人にかかる徴収金の賦課徴収（滞納処分を除く。）及び還付に関する書類を受領する代表者を相続人に中から指定します。【地方税法第９条の２第１項】

1. 課税年度の賦課期日（１月１日）以前に台帳上の所有者が亡くなっている場合

　　　 賦課期日現在においてその土地又は家屋を現に所有している方※が固定資産税の納税義務者となります。【地方税法第３４３条第２項】

※個人の場合、主として相続人がこれに該当します。相続人が複数名いる場合には、代表者を選んでいただくことになります。（遺産の分割が終了し、登記が完了するまでは当該固定資産税は相続人全員の共有となります。その固定資産税は相続人全員が連帯して納税義務を負うことになります。）【地方税法第１０条の２】

なお、相続による土地・家屋の所有権移転登記は法務局での手続きになりますので、詳しくは札幌法務局日高支局（0146-42-0415）までお問い合わせ下さい。ただし、法務局に登記されていない未登記家屋については法務局ではなく下記で名義変更の手続きをしていただくことになりますので下記までお問い合わせ下さい。

1. この届をご提出いただけない場合、町が相続人代表者（現所有者）の指定をさせていただく場合があります。
2. 納付について
3. この届を提出されますと、固定資産税の納税義務者が相続人代表者となり、被相続人名義の固定資産税の納入方法が下記のとおりに変更される場合がありますので、ご注意ください。

●相続人代表者に固定資産税（単独所有）の口座振替依頼が出されている場合

翌年度以降ご指定の口座から被相続人名義の固定資産税が引落されます。

●相続人代表者に口座振替依頼が出されていない場合

翌年度以降一般納付となりますので、口座振替をご利用されたい場合は、口座振替依頼書の提出が必要となります。

|  |
| --- |
| 【提出先・問い合わせ先】〒059-2192　北海道沙流郡日高町門別本町210番地の1　　　　　　日高町役場　税務課　課税グループ　　　　　　℡：01456-2-6184（直通） |